

埼玉大学紀要(教養学部)投稿規程

(名称及び発行)

第1条 埼玉大学紀要(教養学部)と称し、英語名を Saitama University Review (Faculty of Liberal Arts)とする。

2 埼玉大学紀要(教養学部)(以下「紀要」という。)は、埼玉大学大学院人文社会科学研究所(学際系)教員(以下「本学部教員」という。)等の学術研究成果を発表することを目的とし、原則として年2回発行し、2号分をもって1巻とする。

(投稿資格)

第2条 紀要へ投稿できる者は、原則として本学部教員とする。但し、教養学部学部長室(以下「学部長室」という。)が必要と認めた場合は、本学部教員以外に寄稿を依頼することができる。

2 共著の場合は、本学部教員が主たる研究者となり執筆したものに限る。

(論文等の掲載の可否)

第3条 掲載の可否は、学部長室が決定する。

(不正行為の防止)

第4条 本誌に投稿する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。他の学術誌等に投稿済のものとの投稿は二重投稿とみなし、本誌での掲載を認めない。

2 投稿論文の研究あるいは執筆において重要な貢献をなしていない者が著者となることはできない。また、不適切なオーサーシップの疑義があると学部長室が認めた投稿論文等は、本誌への掲載を認めない。

(掲載順序)

第5条 掲載順序は、原則として、横書き、縦書きそれぞれの投稿者氏名の50音順とする。

(経費)

第6条 紀要印刷に要する経費は、原則として学部負担とする。

2 カラー印刷など特殊な印刷を要する場合、その印刷経費は原則として投稿者負担(運営費)とする。

3 別刷りの経費は原則として投稿者負担(運営費)とする。

(著作権等)

第7条 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載する場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は投稿者が負うものとする。

2 投稿者は、埼玉大学に対して、当該論文等の印刷、電子的記録媒体(CD-ROM, DVD-ROM等)への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。

3 投稿者は、埼玉大学及びこれが委託する機関等に対して、当該論文等の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月26日から施行する。